

## 家庭学習と在宅勤務

4月20日(月)から臨時休業となり、校内は閑散としています。この臨時休業の期間、職員室等の密接・密集となる環境を改善し、感染拡大を防止することや業務継続の観点から、本校は教職員の在宅勤務を実施しています。

島根県を含む全47都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の対象地域とされ、爆発的な患者の急増リスクを回避するために私たちの行動変容が求められています。緊急事態宣言が出され、全県立学校で臨時休業を行い、生徒は登校せず、家庭で学習することとなっています。これが生徒の行動変容であるならば、教員もその行動を変えていく必要があるのだらうと思います。その一つが在宅勤務です。「生徒には学校の授業時間にあわせて家庭で計画的に学習しようといっていますので、教員も自宅で計画的に仕事をしましょう」ということです。不要不急の外出を自粛するよう求められている中、仕事に行くことは不要不急の外出ではありませんが、自宅でできる業務は計画的に自宅で行うことで、通勤時間の軽減によるストレスの解消や、組織で協力しながら感染症を予防しようとする意識の向上にもつながっていくものと考えています。

本校では、学校の業務に支障がないことを前提に、各職員室で3～5割の教員を在宅勤務とし、密接・密集の環境を回避することで感染予防し、業務継続を図ろうとしています。生徒への課題作成や教材開発、自身の教員としてのスキルを向上させるための取り組み等各教員が工夫しながら在宅勤務を実践しています。「この機会に教員の働き方改革として、在宅勤務、テレワークでできる教員の業務を発見・発信できるくらいの気持ちで取り組んでほしい」と教員にはお願いしています。本日、職員室ではテレビ会議システムを使って、在宅勤務をしている教員と出勤している教員とで会議ができるように準備していました。今回のように緊急事態の際に、できることを考えながら工夫して実践することは、様々な変化にどう対応するかという力が求められるこれからの時代に必要となる能力なのでしょう。

生徒の皆さん、学校に登校できずに弱い自分に流されそうな状況だと思いますが、この期間目標を見失わず、計画的に勉強や運動、手伝い等今の自分にできることを頑張ってください。

教員も頑張っていますから、一緒にこの難局を乗り越えよう。

